

社会福祉法人幸輪会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸輪会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用を弁償することができる。ただし、役員及び評議員が理事会、監事監査、評議員会等に出席したときの費用弁償は、一律3千円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務する理事が、その職員としての勤務時間中に開催される理事会等に出席する場合は、費用弁償は支給しない。
- 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、職員の旅費規程に準じて旅費等を支給することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月22日(定時評議員会の議決日)から施行する。